

国公立高等学校等奨学のための給付金

「**新入生に対する前倒し給付**」の申請手続きについて

制度概要

- 新入生のうち希望者に対して、奨学のための給付金の年額の1/4（4～6月分）を早期に支給します。
★奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。通常、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- 前倒し給付の申請をただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません！
別途、7月に通常給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。
- 前倒し給付を申請せず、通常給付のみ申請を行うことも可能です。その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。（㊦前倒し給付と通常給付は支給要件が異なります。）

支給対象となる要件

前倒し給付を受けるには、令和6年4月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者等）全員の令和5年度道府県民税所得割額及び市町村民税額所得割額が**非課税（0円）の世帯** 又は **生活保護（生業扶助）受給世帯** であること。（※1）
- ② 保護者等（親権者等）が**大阪府内に住所を有していること**。（※2）
- ③ 生徒が令和6年4月1日に高等学校等の**第1学年に新入学した生徒**であること。
- ④ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象者となる者であること。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。（大阪府外の国公立高等学校等も対象です。）
原則、令和6年4月1日現在において休学していないこと。

※1 令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、又は令和6年7月1日現在において生活保護（生業扶助）受給世帯である場合は、通常給付の支給対象となります。

※2 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

㊦ 保護者等（親権者等）が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

㊧ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別養育費養成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

支給金額

区分	対象生徒の区分	給付金額（年額の1/4）		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	8,075円		
2	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	30,525円	12,625円	
3	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合（※3 ※4） a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校（全日制・定時制）に在学していないこと	35,925円		

※3 年齢及び扶養者の状況は令和6年4月1日現在で判断します。

※4 保護者等（親権者等）以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。（保護者等は、就学支援金での考え方と同じです。）

申請に必要な書類

	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書等 (※5)	通帳等の 写し	在学証明書
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●	▲(※6)
区分2:非課税世帯(第1子)	●	—	●	●	▲(※6)
区分3:非課税世帯(第2子)	●	—	●	●	▲(※6、7)

※5 次の①～③のいずれかの書類です。(令和5年度のものが必要です。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※6 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず直接申請を行う場合、**生徒本人の在学証明書(令和6年4月1日現在の在学を確認できるもの)**が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

※7 兄弟姉妹が「高等学校等に在学する23歳以上の兄妹」又は「通信制の高等学校等に在学している弟妹」である場合、**兄弟姉妹の在学証明書(令和6年4月1日現在の在学を確認できるもの)**が必要です。

事前に
確認を!

**保護者等(親権者等)全員、
税の申告が必要です!**

収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?

必要です!



申請から支給までの流れ

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前倒し給付を 申請する場合	前倒し給付 申請	→	支給 (年額1/4)				
		通常給付 申請	→				支給 (年額3/4)
前倒し給付を 申請しない場合		通常給付 申請	→				支給 (年額)

前倒し給付を申請しただけでは4～6月分(年額の1/4)しか支給されません!
通常給付の要件に該当する場合は7月に別途申請を行ってください。

- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通りの学校事務室を通じて行います。
申請書類は、**学校が定める期限まで**にお通りの学校事務室へご提出ください。
- 前倒し給付の審査結果や振込日は、8月頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

野崎高等学校 事務室 TEL:072:874:0911(平日8:30~17:00)

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX:06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001

FAX:06-6910-8005